



令和3年5月14日

契約課

指名競争入札における落札者の誤決定について

令和3年5月13日、本市が行った物品購入の指名競争入札において、本来、予定価格の範囲内の最低価格を落札金額とすべきところ、手続きを誤り、予定価格を超えた入札金額による落札としていたことが判明しました。

関係する皆様に大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 原因

入札金額と予定価格の比較はともに消費税抜きの価格で行うべきところ、消費税込みの予定価格で比較したためです。

最低価格の入札金額は、消費税抜きの予定価格を超えており、一方、消費税込みの予定価格は最低価格の入札金額以上であったため、誤って比較した消費税込みの予定価格内と、落札の判断を誤ったものです。

2 再発防止に向けた対応等

入札金額と比較する予定価格の確認を誤らないよう、予定価格の金額を強調して表示するなど視覚で捉えやすい表示にするとともに、複数職員による十分な確認、確実な事務処理を徹底してまいります。

また、この案件の新たな入札につきましては現在検討中でございます。